

令和7年4月入学予定者対象

入学準備金貸付制度のご案内



坂戸市では、高等学校、高等専門学校、大学（大学院を除く。）及び専修学校（正規の修業年限が2年以上の高等課程及び専門課程に限る。）の入学に要する費用の一部を予算の範囲内で、無利子で貸付けます。

問合せ先

坂戸市教育委員会 教育総務課 庶務係

〒350-0292

坂戸市千代田一丁目1番1号 坂戸市役所4階

☎ 049-283-1331（内線563）

【貸付対象者】

- ・市内に在住し、住民登録をしている方
- ・翌年度に高等学校、高等専門学校、大学（大学院を除く。）、短期大学、専修学校（正規の修業年限が2年以上の高等課程及び専門課程に限る。）に入学を予定している生徒の保護者
- ・市税を滞納していない方
- ・入学準備金の調達が困難な方
- ・連帯保証人を1名得られる方

※ 連帯保証人について詳しくはp 2の連帯保証人要件をご確認ください

【貸付金額】

- | | |
|-------------------------|--------|
| ・高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程） | 20万円以内 |
| ・大学、短期大学、専修学校（専門課程） | 30万円以内 |

※ ただし、予算の範囲内で貸付を行うため、申込人数により貸付額が申請額を下回る場合があります。

【申請期間】

第1回	令和6年10月4日（金）～令和6年10月11日（金）
第2回	令和7年 1月7日（火）～令和7年 1月14日（火）
（いずれも土・日曜日、祝日を除く。）	

【申請先】

教育委員会教育総務課（市役所4階）に申請書類を持参してください。

※ 郵送による申請書の提出は受け付けておりません。

【申請方法】

以下①～⑥の書類をご提出ください。

①入学準備金貸付申請書

②家庭状況調書

（収入がある方は、家庭状況調書に書かれた収入が証明できるもの（※）を、窓口にて提示していただきますので、併せてお持ちください。）

③世帯全員が記載された住民票の写し

（世帯主、続柄の記載があり、本籍、筆頭者及び個人番号の記載のないもの）

④世帯の中で収入がある方全員の市・県民税納税証明書（令和６年度分）

⑤連帯保証人の住民票の写し

（世帯主、続柄、本籍、筆頭者及び個人番号の記載のないもの）

⑥連帯保証人の市（町）・県民税納税証明書（令和６年度分）

※ 「源泉徴収票」、「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、「課税証明書・非課税証明書」等があります。

＜連帯保証人の要件について＞

- ・申請者と家計が別の方
- ・家計が自立している１８歳以上の方
- ・申請者から月末までに返済がなかった場合、速やかに弁済できる方
- ・市税又は町税を滞納していない方
- ・市内又は近隣市町（川越市、鶴ヶ島市、東松山市、日高市、川島町、鳩山町、毛呂山町）に住民登録をしている方（※）

※ 連帯保証人が市内又は近隣の方でない場合は区域外選定理由書も併せてご提出ください。

【貸付けの決定等】

入学準備金貸付審査会で審査し、申請者に貸付けの可否を通知します。

（審査により、貸付けできない場合もあります。）

第１回申請の審査会 令和６年１０月下旬

第２回申請の審査会 令和７年１月下旬

【入学準備金貸付金の支払い】

貸付決定通知が届き、入学予定校の合格が決定しましたら、以下①～④の書類をご提出ください。

- ①入学準備金借用書
- ②連帯保証人の印鑑登録証明書
- ③合格通知書の写し
- ④請求書

【返済方法】

- ・開始時期：6か月据え置き後
(例：3月貸付けの場合、10月から返済開始)
- ・返済金額：30万円借入れの場合・・・月額7,500円
20万円借入れの場合・・・月額5,000円
- ・返済期間：40か月以内

【申請者の方へ】

- ・返済された貸付金は、他の方の貸付金として再び活用する仕組みになっておりますので、貸付金の貸与を希望する方は、返済の義務を十分理解し、十分な返済計画を立てた上で申請してください。

〈注意！〉

- ・返還が滞った場合、連絡又は督促状の送付等をし、請求させていただきます。
また、2か月以上滞納が続く場合は、連帯保証人に連絡し、請求することになりますので、あらかじめご了承ください。